

福祉用具レンタルサービス利用書重要事項説明書

ご利用者様用

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社ハミングバード		
事業者所在地	福岡県福岡市城南区堤2丁目20番6号	事業者代表者名	森中 真紀子
事業者名	株式会社ハミングバード		
事業者所在地	福岡県福岡市城南区堤2丁目20番6号	事業者管理者名	小路 新一郎
事業所番号	4071302642	サービスの種類	特定(介護予防)福祉用具貸与
営業日および営業時間	月曜日～金曜日(土日祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く)午前9:00～午後5:00まで		
サービス提供実施地域	福岡県		

2. 当事業所の従業員(ご説明時点における)

職種	職務内容	人員数	職種	職務内容	人員数
管理者	従業員の管理及び業務指示	常勤1名	福祉用具専門相談員	福祉用具の相談及び選定	常勤 1名 非常勤 1名

3. 提供するサービスの内容

内容	提供方法
レンタル商品の選択	利用者の心身の状況、要望および住宅環境等を配慮した適切なレンタル商品を紹介し、利用者に選んでいただきます。
レンタル商品の取り扱いに関する説明	利用されるレンタル商品の取扱方法、注意点およびトラブル対応等について利用者にご説明いたします。(取扱説明書交付)
レンタル商品の変更修理・交換	レンタル商品に破損や故障が発生した場合には、速やかな対応をいたします。

4. サービスの利用料金および利用者負担(契約書第5条)

ご利用者様のご負担分は介護保険を利用される場合、株式会社ハミングバードがカタログ等にて設定している月額レンタル料の負担割合の料金となります。(介護保険負担割合証のご利用者様の負担割合を乗じた金額)尚、介護保険給付金額に減額がある場合は、減額分はご利用者様負担になります。(介護保険以外の貸与の場合、全額のご負担となります)

レンタル開始月のレンタル料	①レンタル開始日がその月の15日以前	1カ月分の全額
	②レンタル開始日がその月の16日以降	1カ月分の半額
レンタル終了月のレンタル料	①レンタル終了日がその月の15日以前	1カ月分の半額
	②レンタル終了日がその月の16日以降	1カ月分の全額
レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合のレンタル料金		1カ月分の全額

5. 契約期間及び契約期間途中でのご解約の場合(契約書第13条、第7条)

- (1) 契約の有効期間は契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の1週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合にはこの契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。尚、公的介護保険に基づく保険給付額に変更があった場合には、契約者は、変更後の保険給付額に基づきレンタル料金を支払うものとします。
- (2) 本契約は、契約期間中であっても、ご利用者の方から解約を希望する1週間前までにお申し出いただければ、ただちに解約することができます。この場合、解約料等のお支払いは必要ありません。尚、ご利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合にも、解約料は必要ありません。
- (3) 公的介護保険の適用がある場合において、契約期間中に「自立」と認定されたときには、契約者より契約継続の意思表示のない限り、要介護または要支援認定の最終日までをもって本契約は満了します。

6. 事故発生時の対応及び損害賠償について(契約書第11条)

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は関係者への連絡を行なうとともに必要な措置を講じることとします。

事業者は、レンタル商品の故障欠陥またはサービスの実施及び契約書第4条(守秘義務)に違反し、契約者またはご利用者に損害を与えた場合は、損害を賠償いたします。

但し、以下のような損害は賠償されません。

- ① 契約者が、利用者の疾患心身状態福祉用具の設置使用環境等レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② ご利用者の急激な体調の変化等、福祉用具レンタルサービスを原因としない場合
- ③ 契約者、ご利用者もしくは介護者等が、事業者およびサービス従事者の指示説明に反して行った行為に起因する場合
- ④ 事業者の承諾を得ないレンタル商品の仕様変更加工、改造等に起因する場合。

7. サービスの申請・各相談窓口

住所地の区役所保健福祉課介護保険係	電話番号
福岡県国民健康保険団体連合会	092-642-7800

8. サービスの苦情相談・緊急時対応窓口

事業者はご相談や苦情・事故や故障の連絡があった場合は速やかに対応を行います。

当事業所 お客様相談コーナー	電話番号	092-407-6095
	FAX番号	092-407-6096
	相談員(責任者)	小路 新一郎
	対応時間	平日午前9:00～午後5:00

福祉用具レンタルサービス契約書

契約者と事業者は、利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、事業者が行う福祉用具レンタルサービス（以下「本サービス」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（本サービス内容及びレンタル商品の変更、提供中止）

- ① レンタル商品の内容、費用等の事項は、別紙「レンタルサービス利用書」に定めるとおりとします。
- ② 医師居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの助言指導により、レンタル商品の変更もしくは提供中止の必要があると認められた場合には、事業者は契約者および介護者等と協議してレンタル商品を変更、またはその提供を中止するものとします。

第2条（契約者、介護者の義務）

- ① 契約者は、レンタル商品について定められた使用方法および使用上の注意事項を遵守するものとし、利用者および介護者に定められた使用方法および使用上の注意事項を遵守させるものとします。
- ② 契約者および利用者は、事業者の承諾を得ることなく、レンタル商品の仕様変更、加工改造等を行うこと、レンタルサービス利用書に記載の納入場所以外でレンタル商品を利用者に使用させること、および本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
- ③ 契約者は、利用者の転居、入院死亡など、レンタル商品の利用状況に変更があった場合、速やかに事業者へ通知するものとします。

第3条（レンタル商品の修理交換）

- ① 契約者または利用者は、本契約に定めたレンタル商品と異なる機種が納品され、または使用中のレンタル商品について故障・破損が発生したことを発見した場合、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該レンタル商品について修理または交換を行うものとします。
- ② 前項の修理交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。但し、契約者側の事情によりレンタル商品の交換・変更を希望する場合または契約者もしくは介護者等が事業者もしくは事業者が本サービスを提供するために使用する者（以下「サービス従事者」という）の指示説明に反してレンタル商品を使用したために故障破損が発生した場合には、この費用は契約者が負担するものとします。

第4条（守秘義務）

- ① 事業者及びサービス従事者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た契約者またはその家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業者が契約者や利用者等の個人情報を用いる場合は、当該契約者・利用者の同意を得るものとします。

第5条（レンタル料金その他の費用）

- ① 契約者は、事業者に対して所定の料金体系に基づいて計算されたレンタル料金を支払うものとします。
- ② 本契約に基づく本サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合、契約者は、レンタル料金から保険給付額を差し引いた差額分をレンタル料金として支払うものとします。なお、公的介護保険に基づく保険給付額に変更があった場合には、契約者は、変更後の保険給付額に基づきレンタル料金を支払うものとします。
- ③ レンタル料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを契約開始月については納品時に、2ヶ月目以降については事業者が指定する方法で支払うものとします。
- ④ レンタル商品の納入場所が事業者のサービス区域外にある場合には、契約者は事業者へ別途料金（配送料金実費分）を支払います。

第6条（料金体系の変更）

- ① 事業者は、やむを得ない事情により所定の料金体系を変更した場合、本契約の有効期間中であっても契約者に対してサービス利用料金の増額又は減額を求めることができます。この場合、事業者は契約者に対して、1ヶ月前に文書をもって通知するものとします。
- ② 契約者は、前項の変更を了承することができない場合、本契約を解約することができます。

第7条（契約者による中途解約）

契約者は、レンタル商品が不要となった場合、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合、契約者は契約終了を希望する日の1週間前までに事業者へ通知するものとします。

但し、利用者の入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合には、通知日をもって本契約を解約することができます。

第8条（契約の解除）

- ① 契約者は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 1. 事業者が第4条に定める守秘義務を含め本契約の重大な規定に違反した場合
 2. 事業者が、契約者・利用者もしくは介護者等の生命身体財産信用等を傷付け、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 3. 事業者が破産した場合
- ② 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 1. 契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 2. 契約者利用者もしくは介護者等が第2条に定めた義務に違反し、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第9条(契約の終了)

本契約の有効期間中、利用者が死亡した場合または地震・噴火等の天災その他契約者の責に帰すべからざる理由によりレンタル商品が消失または破損し利用できなくなった場合、本契約は終了するものとします。

第10条(レンタル商品の回収)

- ①事業者は、本契約の終了またはレンタル商品の交換・変更等により契約者からレンタル商品の回収依頼を受けた場合には、速やかにレンタル商品を回収するものとします。但し、回収依頼日が差し迫っている等直ちに回収できない事情があるときは、事業者は回収日を指定できるものとします。
- ②レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外にある場合には、契約者は事業者に別途費用(回収料金等)を支払うものとします。

第11条(事業者の損害賠償責任)

事業者は、レンタル商品の故障・欠陥により、もしくは本サービスの実施にともなって、または第4条に定める守秘義務に違反して、契約者・利用者または介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

但し、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

- ①契約者が、利用者の疾患・心身状態および福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ②利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した本サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ③契約者・利用者もしくは介護者等が、事業者およびサービス従事者の指示・説明に反し、または第2条第2項の定め反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第12条(契約者の損害賠償責任)

事業者は、契約者の故意または過失(第2条第1項および第2項に定める義務の違反を含む)によってレンタル商品が消失し、または回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、契約者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払いを請求することができます。

第13条(有効期間・更新)

本契約の有効期間は契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の1週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、この契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

但し、公的介護保険の適用がある場合において、契約期間中に「自立」と認定されたときには、契約者より契約継続の意思表示のない限り、要介護または要支援認定の最終日をもって本契約は満了するものとします。

個人情報使用同意のお願い

事業者は、契約書第4条に基づき、守秘義務を守ります。つきましては、福祉用具レンタルご利用者およびその家族の個人情報を以下に記載する使用目的等についてご同意をお願い申し上げます。

1. 使用する目的

事業者が、介護保険に関する法令に従い、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行う利用調整等(レンタル商品の選定、サービスの提供に関して必要な書類の作成、配送に関する確認等)において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう事業者は細心の注意を払うこと。
- ②事業者は個人情報を使用した相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容(例示)

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、感染症、家庭状況その他一切のご利用者やご家族に関する情報
- ②介護認定調査票(認定調査通知書)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- ③その他個人のプライバシーにかかわる情報

4. 使用する期間

福祉用具レンタルサービス契約の有効期間と同じとします。